

県企業庁が事業者を支払うサービス購入料について

県企業庁は寒川浄水場排水処理施設更新等事業に係るサービスの対価（以下、「サービス購入料」という。）を施設の運営開始後 20 年間にわたり、四半期毎の 80 回払いで支払う。以下に、サービス購入料の内容及び改定の方法を示す。

1 サービス購入料の算定

(1) サービス購入料の考え方

ア サービス及びサービス購入料の一体不可分性

本件事業は P F I 事業であり、実施方針に定める事業範囲にかかる全てのサービスを事業者の責任で一体として提供するものであるため、県企業庁は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体として 20 年間にわたり支払うものとする。

なお、各年毎の支払は事業者の費用発生に合わせて支払うことを原則とし、各年度の支払額は提案に基づき特定事業契約書に定められた額とする。また、物価及び金利の変動による支払額の改定は別途加味する。

イ 事業者の債務及び債権(支払請求権)の一体不可分性

本件事業では、事業者の債務(サービスの提供)が一体不可分であるため、県企業庁に対する債権(支払請求権)も一体不可分のものとみなす。事業者の会計上の処理については、関連法令に従い処理すること。

(2) サービス購入料の改定について

ア 建設期間中

建設期間中の金利リスク、物価リスクは事業者の負担とし、建設期間中に金利や物価が変動しても、これを理由としたサービス購入料の改定は行わない。

イ 維持管理・運営期間中

維持管理・運営中のサービス購入料について、金利リスクは双方が、物価リスクは主として県企業庁が負うものとし、これを踏まえ、「2. サービス購入料の改定」に示す方法に従いサービス購入料の改定を行う。

(3) サービス購入料の構成

サービス購入料を構成する要素は以下のとおり。

		実施方針に記載の業務	内容
新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息	新施設等建設費部分等	(7)新施設等の整備業務等 a 新施設の設計及び建設 b. その他新施設及び濃縮施設の維持管理・運営のため、新施設の運営開始前に必要な工事	県企業庁の所有となる新施設等整備に要する費用 整備費（設計・製造・建設・工事監理、その他経費）、建中金利、融資組成手数料、その他施設整備に関する初期投資と認められる費用等、及びこれにかかる支払利息。
新施設及び濃縮施設の維持管理・運営費	人件費 保守管理費 電気代・燃料費等 植栽管理費	(イ)新施設及び濃縮施設の維持管理・運営 ・清掃 ・保守管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務） ・修繕及び機器更新	新施設及び濃縮施設の維持管理・運営に要する費用 維持管理・運営費用。維持管理業務には、清掃、保守管理（点検、保守、修理、交換、改良その他一切の管理業務を含む）の他、修繕及び機器更新を含む。
		(ロ)上澄水の返送業務	上澄水の返送業務費用は、維持管理・運営費用に含むものとする。
脱水ケーキの再生利用業務費	搬出・運搬費 再生利用費 脱水ケーキ管理費	(I)脱水ケーキの再生利用業務 ・脱水ケーキの搬出・運搬 ・脱水ケーキの再生利用 ・脱水ケーキ管理（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく管理業務）	脱水ケーキ再生利用業務に要する費用 脱水ケーキの搬出や再生利用にかかる費用。

(4) 支払方法

ア 支払時期

サービス購入料は、新施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息、新施設及び濃縮施設の維持管理・運営費、脱水ケーキの再生利用業務費により構成され、県企業庁は事業者により20年間で支払う。県企業庁はサービス購入料を下記の年4回に分けて支払うものとし、四半期毎に県企業庁によるモニタリング結果を踏まえ支払うものとする。

	支払対象期間	支払日(銀行営業日でない場合は翌営業日)
第1四半期	4月1日～6月30日	7月31日
第2四半期	7月1日～9月30日	10月31日
第3四半期	10月1日～12月31日	1月31日
第4四半期	1月1日～3月31日	4月30日

イ 各費用毎の支払方法

(ア) 新設施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息

新設施設等整備の割賦代金及びこれにかかる支払利息については、県企業庁は運営開始から事業終了までの20年間にわたり、元利均等返済で支払う。

ただし、金利変動に基づき、5年毎にサービス購入料の改定を行う。「2. サービス購入料の改定」にその算定方法を示す。）

(イ) 新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営費

維持管理・運営業務に要する費用については、「2. サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行う。

a 人件費

維持管理・運営業務に要する人件費に対するサービス購入料は、提案書に基づき、提案された四半期毎の費用を定額で20年間にわたり支払う。（事業者の運営計画に応じて四半期毎の支払金額が異なる提案は認めるが、年間の費用は毎年定額とする。）

b 保守管理費

保守管理に対するサービス購入料は、提案された長期修繕計画の実施時期、費用に従い、四半期毎に業務実施の確認が出来たものに対し、四半期毎に一括して支払う。

c 電気代・燃料費等

運営業務に要する電気代・燃料費等に対するサービス購入料は、提案書に基づき、提案された四半期毎の費用を定額で20年間にわたり支払う。（事業者の運営計画に応じて四半期毎の支払金額が異なる提案は認めるが、年間の費用は毎年定額とする。）

d 植栽管理費

植栽管理に対するサービス購入料は、提案書に基づき、提案された四半期毎の費用を定額で20年間にわたり支払う。（事業者の運営計画に応じて四半期毎の支払金額が異なる提案は認めるが、年間の費用は毎年定額とする。）

なお、上澄水の返送業務は、総合排泥池において処理された上澄水を浄水場へ返送するとともに、返送水の計測・監視を行うものであり、その費用は維持管理・運営費に含まれるものとする。

(ウ) 脱水ケーキの再生利用業務費

a 搬出・運搬費

脱水ケーキの搬出・運搬に要する費用は、再生利用が確認された脱水ケーキの再生利用量に応じて支払うものとする。(保管されている脱水ケーキに対しては費用を支払わない。)

再生利用された脱水ケーキの再生利用量の確認は、受入れ先から提出された受入れ証明書によるものとする。

なお、脱水ケーキの再生利用量は、固形物発生量(含水率 0%換算)で計測するものとし、再生利用費の計算は次のとおりとする。

$$\text{搬出・運搬費単価 (円 / t-ds)} \times \text{再生利用量 (t-ds)}$$

b 再生利用業務費

脱水ケーキの再生利用に要する費用は、再生利用が確認された脱水ケーキの再生利用量に応じて支払うものとする。(保管されている脱水ケーキに対しては費用を支払わない。)

再生利用された脱水ケーキの量の確認は、受入れ先から提出された受入れ証明書によるものとする。また、再生利用に要する費用の単価は、提案された価格で固定するものとするが、11年目(平成28年4月1日以降)より県企業庁又は事業者の要請があった場合、県企業庁と事業者等で構成する関係者協議会にて協議の上、改定することが可能である。その際に、単価の改定を要請するものは、改定価格の正当性を証する書類を関係者協議会に提出するものとし、合理的に認められた場合に限り、次年度より単価を改定する。

なお、脱水ケーキの再生利用量は、固形物発生量(含水率 0%換算)で計測するものとし、再生利用費の計算は次のとおりとする。

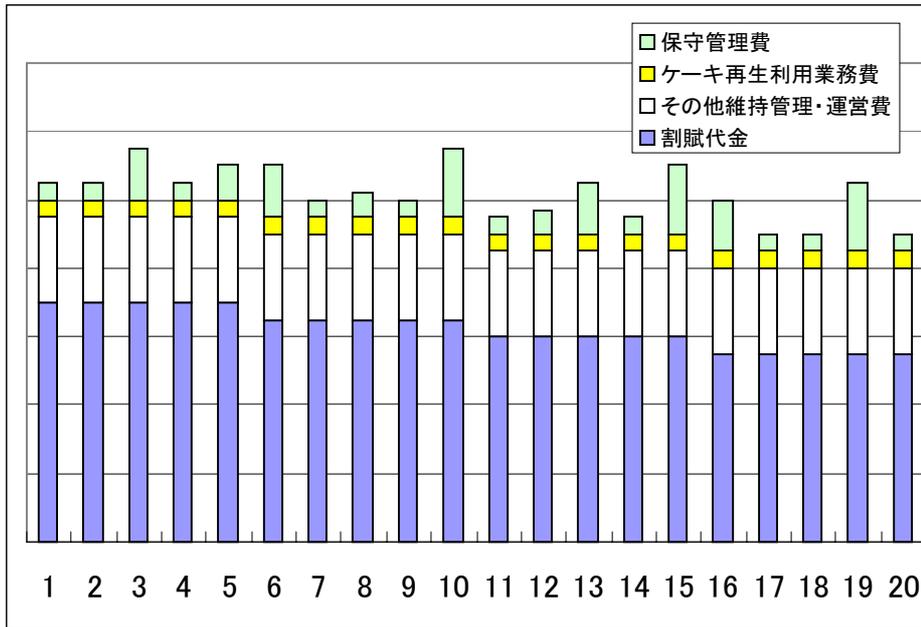
$$\text{再生利用業務費単価 (円 / t-ds)} \times \text{再生利用量 (t-ds)}$$

c 脱水ケーキ管理費

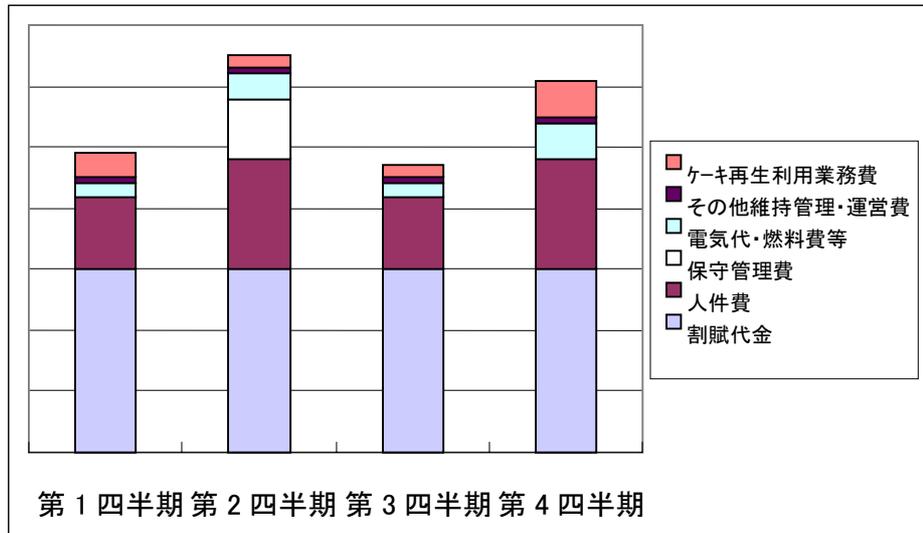
脱水ケーキの管理に要する費用は、提案書に基づき、提案された四半期毎の費用を定額で20年間にわたり支払う。

なお、脱水ケーキの再生利用業務に要する費用のうち、搬出・運搬費及び脱水ケーキ管理費については、「2. サービス購入料の改定」の算定方法に従い、物価変動によるサービス購入料の改定を行うが、再生利用業務費については物価変動による改定は行わない。

(20年間の支払イメージ)



(年間の支払イメージ)



2 サービス購入料の改定

(1) 改定の基本的な考え方

- ア 建設期間中のサービス購入料の見直しは行わない。
建設期間中の金利リスク及び物価リスクは事業者の負担とし、建設期間中に金利や物価が変動しても、これを理由としたサービス購入料の見直しは行わない。
- イ 新設施設等整備の割賦代金の支払利息相当分については、金利変動を勘案し、5年ごとに改定する。
- ウ 維持管理・運営中のサービス購入料は物価変動等を勘案し改定する。
維持管理・運営中のサービス購入料については、物価リスクは主として県企業庁が負うものとし、これを踏まえ、毎年サービス購入料の改定を行う。(ただし、脱水ケーキの再生利用業務費を除く。)

(2) 具体的な改定方法

- ア 物価変動に基づく改定
 - (ア) 対象となるサービス
新設施設及び濃縮施設の維持管理・運営業務、脱水ケーキの再生利用業務(搬出・運搬及び脱水ケーキの管理業務のみ)にかかるサービス購入料について、費目毎に適正な指標に基づき改定を行う。
 - (イ) 改定方法
改定に当たっては、初年度のサービス購入料(維持管理・運営業務費のうち保守管理費については、契約時の金額)及び構成内容を基準に、毎年度、以下に示す各業務毎の指標の対前々年度の変動率を勘案して設定した改定率(以下「改定率」という。)を乗じ、各年度4月1日以降のサービス購入料に反映させる。
なお、改定率に小数点以下第四位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
 - (ウ) 改定の周期
物価改定は、電気代・燃料費等は公共料金の改定があった年度に行い、その他の業務は1年に1回とする。

(エ) 改定率

		使用する指標	計算方法
維持管理・ 運営業務費	人件費	「毎月勤労統計調査」実質賃金指数 / 産業計 現金給与総額（厚生労働省）	改定率
	保守管理費	「総合卸売物価指数」一般機器（日銀調査統 計局）	改定率
	電気代・燃料 費等	公共料金の改定に連動	改定率
	植栽管理費	「企業向けサービス価格指数」建物サービス 平均（日銀調査統計局）	改定率
再生利用	搬出・運搬費	「企業向けサービス価格指数」陸上貨物輸送 道路貨物輸送平均（日銀調査統計局）	改定率
	脱水ケーキ管 理費	「企業向けサービス価格指数」総平均（日銀 調査統計局）	改定率

（改定率及び計算方法）

<p>改定率 の場合 $AP_t = AP_{t-1} \times (RWI_{t-2} / RWI_{t-3})$ 改定率 の場合 $BP_t = BP_{pt} \times (WPI_{t-2} / WPI_{pt})$ 改定率 の場合 $CP_t = CP(\text{基本料金分})_{t-1} \times (\text{改定後基本料金} / \text{改定前基本料金})$ $+ CP(\text{従量料金分})_{t-1} \times (\text{改定後従量料金単価} / \text{改定前従量料金単価})$ 改定率 の場合 $DP_t = DP_{t-1} \times (CSPI_{t-2} / CSPI_{t-3})$</p>
<p>AP_tBP_tCP_tDP_t : t年度のA業務、B業務、C業務、D業務のサービス購入料 WPI : 総合卸売物価指数 RWI : 実質賃金指数 CSPI : 企業向けサービス価格指数 BP_{pt} : 契約に明記された金額（H15年度価格） WPI_{pt} : H15年度の値</p>
<p>< 計算例 > 改定率 の場合 H18年度の支払が100万円、H17年度の指数99、H16年度の指数98の場合 H19年度の改定率（H17年度の物価反映）= H17年度の指数（99） / H16年度の指数（98） = 1.0102 H19年度のサービス購入料 = H18年度のサービス購入料（100万円） × 1.0102 = 1,010,200円</p> <p>改定率 の場合 H20年度の保守管理費の契約時の予定額が500万円、H15年度（契約時）の指数が100、H18年 度の指数が102の場合 H20年度の改定率（H18年度の物価反映）= H18年度の指数（102） / H15年度の指数（100） = 1.02 H20年度のサービス購入料 = H20年度の予定額（500万円） × 1.02 = 510万円</p> <p>改定率 の場合 H19年度の支払が200万円（基本料金100万円、従量料金100万円）改定前の基本料金1千円 / kw、従量料金10円 / kw、改定後の基本料金1.2千円 / kw、従量料金11円 / kwの場合 H20年度の改定率（基本料金分）= 改定後の基本料金（1.2千円 / kw） / 改定前の基本料金（1千円 / kw） = 1.2 H20年度の改定率（従量料金分）= 改定後の従量料金（11円 / kw） / 改定前の従量料金（10円 / kw） = 1.1 H20年度のサービス購入料 = 改定前基本料金（100万円） × 1.2 + 改定前従量料金（100万円） × 1.1 = 230万円</p>

イ 金利変動に基づく改定

(ア) 対象となるサービス

新施設等整備の割賦代金に相当するサービス購入料について改定を行う。

(イ) 改定方法

改定に当たっては、初年度のサービス購入料及び構成内容を基準に、6年目、11年目、16年目の4月1日以降のサービスの購入料にそれぞれ反映させる。

(5年毎に改定。)

支払方法は元利均等払とし、計算方法は次のとおりとする。各年の支払金額は各欄の5分の1、1回の支払額はその4分の1とする。

1～5年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利金等返済する額】 + 【(元金の4分の3の金額)に対する金利】
6～10年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利金等返済する額】 + 【(元金の4分の2の金額)に対する金利】
11～15年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利金等返済する額】 + 【(元金の4分の1の金額)に対する金利】
16～20年目	【(元金の4分の1の金額)を5年間で元利金等返済する額】

(ウ) 金利の改定

a 調達金利の内訳

次に示す基準金利と提案されたスプレッドの合計とする。

b 基準金利

東京時間午前10時にテレレート17143頁に発表される TOKYO SWAP REFERENCE RATE(TSR)6カ月 LIBOR ベース5年もの(円・円)スワップレート中値とする。なお、基準日は以下のとおり。

- ・ 運営開始～5年目(平成18年4月～平成23年3月)のサービス購入料:
融資契約日
- ・ 6～10年目(平成23年4月～平成28年3月)のサービス購入料:
各支払期間の2営業日前
- ・ 11～15年目(平成28年4月～平成33年3月)のサービス購入料:
各支払期間の2営業日前
- ・ 16～20年目(平成33年4月～平成38年3月)のサービス購入料:
各支払期間の2営業日前

c 金利の固定期間

5年

(割賦代金及び支払利息の支払いイメージ)

